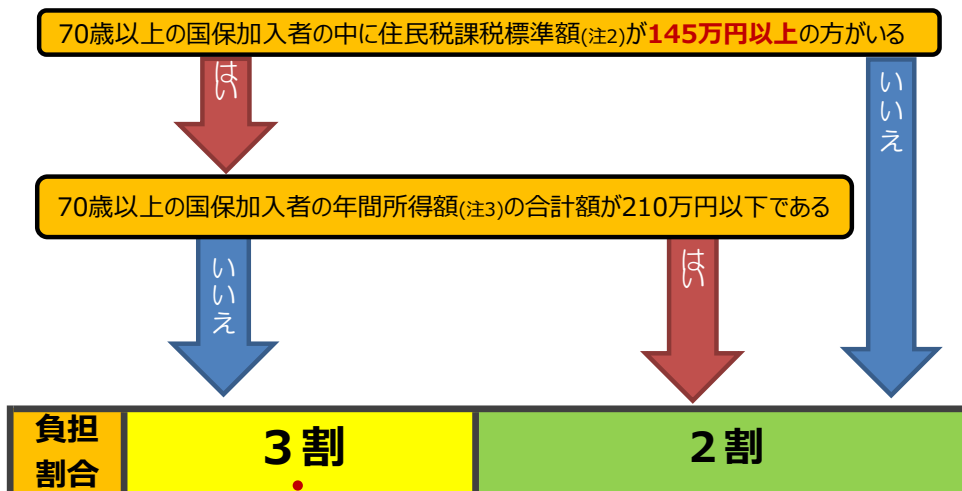


一部負担割合判定の流れ

同じ世帯の70歳以上の国保加入者の住民税課税標準額などで判定します。負担割合は世帯ごとに決まります。(注1)



以下の条件のいずれかに該当する方は、負担割合が2割になります。

※申請によらず3割負担から2割負担に変更される場合があります。

区が保有する住民税の情報により、基準収入額適用の判定に必要な被保険者等の収入額を正確に把握できる場合に限り、上記申請によらず負担の割合が2割に変更されることがあります。

※判定に必要な収入額を正確に把握できない方には、基準収入額適用申請等をお送りしております。基準収入額適用申請を行い、以下の条件のいずれかに該当する場合負担割合が2割になります。

- ① 70歳以上の国保加入者が1人で、総収入金額が383万円未満
- ② 70歳以上の国保加入者が2人以上で、総収入金額の合計金額が520万円未満
- ③ 70歳以上の国保加入者が1人で、特定同一世帯所属者(注4)との総収入金額の合計額が520万円未満

※負担割合は申請が受理された翌月から変更となります。

(注1) 住民税課税標準額などの基準となる年度

- ① 4月～7月：前年度
- ② 8月～翌3月：当該年度

(注2) 住民税課税標準額とは、総所得金額等から社会保険料控除や基礎控除などの各種所得控除を差し引いた後の金額のことです。
平成24年度の住民税における扶養控除の見直しに伴い、住民税課税所得金額から調整のための額を控除しています。

(注3) 年間所得額とは前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した金額です。
(雑損失の繰越控除額は控除しません。
また、分離譲渡所得は特別控除後の金額を用います。)

(注4) 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された後も継続して同一の世帯に属する方です。